

川崎市港湾局三者会議試行実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、川崎市港湾局三者会議試行要領（以下「三者会議試行要領」という。）の実施に関して必要な手続きその他事項を定めるものである。

(三者会議の実施)

第2条 三者会議試行要領 第6条に規定する三者会議の実施は、次のとおりとする。

(1) 開催準備

ア 施工者

- ・発注者から、工事に関する施工条件、特記仕様書の内容、関係機関等との調整状況等の説明を受けて、必要な設計委託業務成果品等がある場合は借用を申し出るとともに、現地調査・測量及び設計照査を行う。
- ・設計図書の照査結果の報告書、及び施工計画立案に際しての疑問点や確認すべき点がある場合、その内容について質問書（様式－3）に取りまとめ、契約締結後、概ね14日以内に工事打合せ簿により発注者に三者会議の開催を要請する。
- ・施工途中において、現場条件の特殊性や変更等により疑問点や確認すべき点が生じた場合、その内容について質問書（様式－3）に取りまとめ、工事打合せ簿により発注者に三者会議の開催を、その都度 要請する。
- ・その他、会議における説明資料を作成する。

イ 設計者

- ・発注者から工事の設計図書を借り受け、施工者から提出された質問書（様式－3）に対して回答を取りまとめるとともに、会議において設計意図、留意点等を説明する資料を作成する。
- ・出席者について発注者に回答する（様式－5）。

ウ 発注者

- ・施工者からの要請内容を確認し、工事担当課において三者会議の開催を判断する。
- ・開催日程を調整した上、設計者に開催を通知（様式－4）する。
- ・設計者に工事の設計図書を貸与するとともに、施工者から提出された質問書（様式－3）を設計者に送付し回答の作成を依頼する。
- ・施工者から提出された質問のうち発注者として回答すべき事項の回答を作成するとともに、事業目的及び関係機関との協議調整状況や現地条件等の工事全般に関する注意事項等を説明する資料を作成する。

(2) 会議の運営

会議の進行は発注者が行うものとし、三者がそれぞれ以下のことを説明した上で、質疑応答や意見交換を行い、確認事項及び決定事項を取りまとめる。

ア 施工者

現地調査や設計照査の結果を報告するとともに、提出した質問書（様式－３）の質問事項について説明する。また、施工方法に関して技術的な提案があれば説明を行う。

イ 設計者

設計意図や工事施工上の留意点などを説明するとともに、施工者の質問に対して回答を行う。

ウ 発注者

事業目的、工事に関する施工条件、特記仕様書の内容、関係機関等との協議調整状況、施工に当たっての注意事項等を説明するとともに、施工者の質問のうち発注者に関する事項の回答を行う。

（開催に係る費用）

第３条 三者会議試行要領 第７条に規定する三者会議の費用は、次のとおりとする。

（１）施工者に対する費用

工事打ち合わせに含まれるため計上しない。

（２）設計者に対する費用

ア 打ち合わせ

主任技師０．５人／回、技師（Ａ）０．５人／回を標準とし、工事請負額の共通仮設費（技術管理費）に積み上げ計上する。なお、現場管理費及び一般管理費の対象外とする。

イ 旅費交通費

実費（本市業務委託有資格業者名簿で登録している事務所の最寄駅から会議会場までの公共交通機関による。）

ウ その他の費用

三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

附則

（施行期日）

１ この実施細目は平成２７年６月１５日から施行する。